

令和2年6月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により6月12日に委員会を開催し慎重な審査を行った要旨について報告します。

記

第43号議案 古賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 条例の改正に伴い、古賀市災害弔慰金等支給審査委員会（以下、審査委員会）を新たに設置する理由は、支給決定の迅速化を図ることから市町村で設置することが努力義務化されたことであり、災害弔慰金等支給の判断を県に依頼せず、近年頻発する自然災害により当該事案が発生した場合に支給の迅速化を図るためである。
2. 審査委員会の構成は、災害関連死等を調査するために、審議する医学に関して優れた見識を有する者、案件によっては弁護士等、市の職員1人を含めた合計5人以内となる。ただし、「市長の認める者」とは、専門的な組織の意見を参考にし、市で決定していく。
3. 災害弔慰金の支給に当たっては、まずは該当者が申請をする。その後、市が申請者の状況を調査、判定をし、支給されるが、災害関連死等支給の判定が困難な場合は、市が専門家の意見を聞き、判定する。
4. 条例の改正がこのタイミングになったことについて、法の施行は令和元年8月1日。市に通知があったのは同年9月頃。審査委員会の設置については努力義務であり、設置している事例も少なく、県との協議や所掌事務の検討に時間を要した。近隣市で設置しない判断をしたところもあるが、支給に当たっては、迅速化をめざすべきと判断し、今回の提案に至った。

5. 審査委員会の役割は、市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、災害に起因するのかどうかを審査するものである。
6. 今回の条例改正に至るまでの市の起案の手順としては、他の部との共有を図りながら進めるものではないため、庁議での協議に付さず、起案をし、法改正の趣旨や資料の説明を行い、最終的に市長が決裁をしたものである。
7. 災害の定義について、今回は法改正に基づく条例の改正であり、法律の中での災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずること」をいい、新たな災害に対するところでの見解は国から示されていない。

【意見】

(賛成意見)

- ・地震や暴風雨などのもしもに備え、他の自治体に先駆け、古賀市が審査委員会の設置を進めることを高く評価し、賛成。
- ・背景として法改正があり、努力義務でありながら市として審査委員会の設置という決断をしたことで、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。